

企画競争説明書

(QCBS方式)

業務名称：バングラデシュ国食品安全検査能力向上事業準備調査【有償勘定技術支援】(QCBS)

調達管理番号：23a00095

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

第3章「4.（1）上限額」を超えた見積が本見積として提出された場合、当該プロポーザル・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますのでご注意ください。

2023年6月28日

独立行政法人国際協力機構

調達・派遣業務部

第1章 企画競争の手続き

1. 公示

公示日 2023年6月28日

2. 契約担当役

理事 井倉 義伸

3. 競争に付する事項

- (1) 業務名称：バングラデシュ国食品安全検査能力向上事業準備調査【有償勘定技術支援】（QCBS）
- (2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり
- (3) 適用される契約約款：
 - (○) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください¹。（全費目課税）
- (4) 契約履行期間（予定）：2023年9月～2024年6月
新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定します。

4. 担当部署・日程等

- (1) 選定手続き窓口
調達・派遣業務部 契約第一課
電子メール宛先：outm1@jica.go.jp
担当者メールアドレス：Miyake.Tatsuo@jica.go.jp
- (2) 事業実施担当部
南アジア部 南アジア第四課
- (3) 日程
本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2023年7月4日 12時
2	企画競争説明書に対する質問	2023年7月11日 12時
3	質問への回答 7月5日12:00までの受領分	第1回 回答日 2023年7月10日
4	質問への回答	第2回（最終）回答日 2023年7月14日

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

5	プロポーザル等の提出用フォルダ作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の 4 営業日前から 1 営業日前の正午まで
6	本見積額（電子入札システムへ送信）、本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出日	2023 年 7 月 21 日 12 時
7	プレゼンテーション	行いません。
8	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の 2 営業日前まで
9	見積書の開封	2023 年 8 月 7 日 11 時
10	評価結果の通知日	見積書開封日時から 1 営業日以内
11	技術評価説明の申込日（順位が第 1 位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して 7 営業日以内 (連絡先：e-propo@jica.go.jp)

5. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022 年 4 月）」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者としします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の 2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2023 年 3 月 24 日版）」に示される手順に則り依頼ください（依頼期限は「第 1 章 企画競争の手続き」の「4.（3）日程」参照）。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

提供資料:

- ・第3章 技術提案書作成要領に記載の配付資料
- ・「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

7. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

(1) 質問提出期限

- 1) 提出期限: 上記4. (3) 参照
- 2) 提出先: 上記4. (1) 選定手続き窓口宛
CC: 担当メールアドレス
- 3) 提出方法: 電子メール

- ① 件名: 「【質問】調達管理番号_案件名」
- ② 添付データ: 「質問書フォーマット」(JICA 指定様式)

注1) 質問は「質問書フォーマット」(JICA 指定様式)に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記(2)のURLに記載されている「公示共通資料」を参照してください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

注3) 質問提出期限内であれば、何回でも質問の提出を受け付けます。

(2) 回答方法

上記4. (3) 日程のとおり、原則2回に分けて以下のJICA ウェブサイトに掲載します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

8. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限: 上記4. (3) 参照

(2) 提出方法

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法(2023年3月24日版)」をご参照ください。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

1) プロポーザル

- ① 電子データ(PDF)での提出とします。

- ② 上記4. (3)にある期限日時までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを e-koji@jica.go.jp へ送付願います。
- ③ 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼_ (調達管理番号)_ (法人名)」)
- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ プロポーザル等はパスワードを付けずに GIGAPOD 内のフォルダに格納ください。

2) 本見積額

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額(千円未満切り捨て。消費税は除きます。)を、上記4. (3)日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位1位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書(含む内訳書)にかかるパスワードを求めます。

3) 本見積書及び別見積書、別提案書

本見積書、別見積書、及び別提案書(第3章4. (2)に示す上限額を超える提案がある場合のみ)は GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、パスワードを設定した PDF ファイルとし、上記4. (3)の提出期限までに、別途メールで e-koji@jica.go.jp へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(3) 提出先

1) プロポーザル

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書 (本見積書及び別見積書)

- ① 宛先：e-koji@jica.go.jp
- ② 件名：(調達管理番号)_ (法人名)_ 見積書
[例：20a00123_〇〇株式会社_見積書]
- ③ 本文：特段の指定なし
- ④ 添付ファイル：「20a00123_〇〇株式会社_見積書」
- ⑤ 見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(4) 提出書類

1) プロポーザル・見積書

2) 別提案書(第3章4. (1)に示す上限額を超える提案がある場合のみ)

(5) 電子入札システム導入にかかる留意事項

- 1) 作業の詳細については、電子入札システムポータルサイトをご確認ください。
(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)
- 2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

9. 契約交渉権者の決定方法

(1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点を技術評価点80点、価格評価点20点とします。

(2) 評価方法

1) 技術評価

「第2章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」、
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

また、第3章4.(1)に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

技術評価の基準

当該項目の評価	評価点
当該項目については <u>極めて優れており</u> 、高い付加価値がある業務の履行が期待できるレベルにある。	90%以上
当該項目については <u>優れており</u> 、適切な業務の履行が十分期待できるレベルにある。	80～90%
当該項目については <u>一般的な水準に達しており</u> 、業務の履行が十分できるレベルにある。	70～80%
当該項目については <u>必ずしも一般的なレベルに達していないが</u> 、業務の履行は可能と判断されるレベルにある。	60～70%
当該項目だけで判断した場合、 <u>業務の適切な履行が困難であると判断されるが</u> 、他項目の提案内容・評価によっては、 <u>全体業務は可能と判断されるレベルにある。</u>	40～60%
当該項目の評価は著しく低いものであり、 <u>他項目の提案内容・評価が優れたものであったとしても</u> 、本項目の評価のみをもって、 <u>業務の適切な履行が疑われるレベルにある。</u>	40%以下

2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点されます。

① 業務管理体制及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を100点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り100を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

①（価格評価点）＝最低見積価格＝100点

②（価格評価点）＝最低見積価格／（それ以外の者の価格）×100点

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が第3章4.（2）に示す上限額の80%未満の見積額を提案した場合は、上限額の80%を見積額とみなして価格点を算出します。

上限額の80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額：価格評価点＝100点

それ以外の見積額（N）：価格評価点＝（上限額×0.8）/N×100点

*最も安価ではない見積額でも上限額の80%未満の場合は、上限額の80%をNとして計算します。

4) 総合評価

技術評価点と価格評価点を80：20の割合で合算し、総合評価点とします。

総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

（総合評価点）＝（技術評価点）×0.8＋（価格評価点）×0.2

（3）見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額（消費税抜き）は上記4.（3）日程に記載の日時に開封します。また、電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に消費税10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

（4）契約交渉権者の決定方法

1) 総合評価点が高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。

2) 総合評価点が高かった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。

- 3) 最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

10. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記4.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という）と受注者名（以下「受注者」という）との業務実施契約により実施する「バングラデシュ国食品安全検査能力向上事業準備調査」に係る業務の仕様を示すものである。

第2条 事業の背景

バングラデシュ人民共和国（以下、「当国」という）は国民一人当たりのGDPが2015年の1,248ドルから2021年には2,503ドルまで向上している（世界銀行、2021年）。当国では、所得増加に伴う外食産業の普及などの食生活の変化等により、肥満やがん・糖尿病等の生活習慣病を患う人口が増え、国民の間で健康志向が高まっている。また、国内の流通網が発展途上の当国では、遠路からの生鮮食材の輸送・保存のためのサプライチェーンに課題も多く、市場に出回る食の安全性への関心が急速に高まっている。

具体的には、農作物への農薬、化学肥料の過剰使用、飼料や水に含まれる化学残留物による農畜水産物への汚染、食品加工段階での過剰な保存料・着色料の使用等による食品安全性への懸念がある。当国では、汚染された食品の摂取を原因とする、下痢性疾患やA・E型肝炎等による健康被害への影響が出てきている（JICA、2019）。

当国は、「国家農業政策2012」において農産物の安全性確保の必要性を示し、2013年に食品安全法を制定の上、2015年にMinistry of Foodの直下にBangladesh Food Safety Authority（以下、「BFSA」または「食品安全庁」という。）を設立した。しかし、現状国内に十分な科学的根拠に基づき食品安全検査を行うことができる公的な検査施設がなく、食品検査は民間業者への委託等を通じて行われているが、検査の信頼性への懸念が指摘されている。係る中、食品安全検査の信頼性を高めるための検査施設や人員体制の整備が求められている。また、当国は2026年にLDC（後発開発途上国）を卒業予定であるが、卒業後は特惠関税適用等の恩恵が受けられなくなることから、輸出品の国際競争力強化が求められている。足許では、COVID-19の影響により、繊維品輸出が落ち込み、貿易赤字が拡大したことから、縫製業頼りの産業構造からの脱却及び、高付加価値輸出産業の育成に取り組む意義が更に高まっており、「国家産業政策2016」（National Industry Policy 2016）において、農産品及び食品加工産業は縫製業に次ぐ輸出産業として有望視されているが、信頼に足る食品検査体制が整備されていないことが輸出促進に向けた大きな課題となっている。このため、当国では加工食品に対する安全性向上を図り、輸出品目の増加や高付加価値化に繋げることが重要となっている。

当国は、2019年以降の「国家食品安全の日」ではハシナ首相が食品安全の重要性について言及し、国際基準に基づいた検査機関の設立及び、食品検査体制強化を進めるとしている。「第8次五ヶ年計画」（2020/21-2024/25）においては、食品安全検査を実施する上での機材や技術能力の不足等に加え、食品安全行政を司るBFSAに対する当国初となる公的な食品安全検査棟導入の必要性が喫緊の課題として指摘されている。

食品安全検査能力向上事業（以下、「本事業」という）は、食品安全レファレンス検査棟、研修棟、事務所棟の新設、及び検査機材整備を通じたBFSAの食品安全検査能力向上により、食品安全に配慮された質の高い農産物や加工品が生産及び輸出入されると共に、食品加工業の振興、産業多角化への貢献、また、安全性の低い食品に起因する疾病の予防等に繋がることが期待できる等、当国の開発政策における優先度の高い事業として位置づけられる。

また、JICAはこれまで、同分野に対して、技術協力「バングラデシュ食品安全庁査察・規制・調整機能強化プロジェクト」（2021-2026年）により、BFSAの食品安全監視・監督体制の構築や、食品検査体制の強化等を行い、BFSAの食品安全に関する査察・規制・調整機能強化を図っている。本事業を実施することで科学的根拠に基づく形で食品の安全性が担保されることが期待できるため、当国の安全で付加価値の高い食品産業の育成に貢献することができる。

本業務は、BFSAにて実施中（2022年12月～2023年7月予定）の「Feasibility Study on Establishment of BFSA Reference Laboratories, HQ Office, Training Complex and Regional Offices（以下BFSA F/Sという。）」のレビュー等を実施し、有償資金協力としての必要性及び妥当性を確認すると共に、有償資金協力案件として適切な事業計画を策定し、概略事業費を積算すること等を目的とする。

第3条 事業の概要

（1）事業目的

本事業は、ダッカ市やその他地方都市等において、食品安全レファレンス検査棟、食品安全検査室、研修棟、事務所棟の新設、及び検査機材等を整備することにより、BFSAの食品安全検査能力向上、食品安全に配慮された農産物や加工品の生産支援促進を図り、もって食品加工業の振興、産業多角化・高付加価値化、安全性の低い食品に起因する疾病の予防等に寄与するもの。

（2）事業概要

ダッカ市やその他地方都市等において、食品安全レファレンス検査棟、研修棟、事務所棟の新設、及び検査機材等の整備を行うとともに、コンサルティング・サービスにて食品安全庁の組織体制強化や、食品検査能力の強化支援を行う。現段階で想定される本事業を通じた支援内容は以下の通り。

- 1) ダッカ市における食品安全レファレンス検査棟、研修棟、事務所棟等の新設
※対象サイトの敷地面積は約3.18エーカー（≒12,900㎡）
- 2) 地方都市等における食品安全検査室等の整備（詳細はBFSA F/S及び本協力準備調査において確認する。）
- 3) 検査機材の整備（残農薬分析機器、重金属分析器、微生物分析器等、詳細はBFSA F/S及び本協力準備調査において確認する。）
- 4) コンサルティング・サービス（組織体制及び検査能力強化、詳細設計、入札補助、施工監理等）

(3) 対象地域

- 1) ダッカ市
- 2) 地方都市（バリサル市、チョットグラム市、クルナ市、ラジシャヒ市、ロンプール市、シレット市、マイメンシン市）
- 3) 当国の主要空港、港湾、ランドポート（ダッカ空港、チッタゴン港、モングラ港、ベナポールランドポート等）

(4) 関係官庁・機関

本業務の対象となる事業に関する関係官庁・実施機関は以下の通りである。但し、調査の過程において、これ以外の官庁・機関が関係すると判明した場合には、その旨発注者に報告し、確認・了解を得た上で調査を継続すること。

- 1) 実施機関：食品安全庁（Bangladesh Food Safety Authority）
- 2) その他関係官庁・機関：食糧省（Ministry of Food）

(5) 本業務に関連する我が国の主な支援活動

- ・技術協力「マルチステークホルダー連携による小規模園芸農家のための市場志向型農業振興プロジェクト」（2022-2025年）
- ・円借款「フードバリューチェーン強化事業」（2020年承諾）
- ・技術協力「バングラデシュ食品安全庁査察・規制・調整機能強化プロジェクト」（2021-2026年）

第4条 業務の目的と範囲

本業務は、「第5条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「第6条 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、もって我が国の有償資金協力事業として本事業を実施するにあたって JICA が行う審査に必要な調査を行うことを目的とし、「第7条 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

第5条 実施方針及び留意事項

(1) 円借款検討資料としての位置づけ

本業務の成果は、本事業に対する円借款の審査を発注者が実施する際の検討資料及び当国の事業承認の基礎資料として用いられることとなる。本業務で取りまとめる事業内容は、円借款事業の原案として取り扱われることから、事業内容の計画策定については、調査の過程で随時十分発注者と協議し、承認を得る。

また、本業務で検討・策定した事項が実施機関／関係機関への一方的な提案とならないよう、借入国政府と十分な合意形成を行い、実現可能かつ具体的な内容とする。一方、本事業の事業内容は、審査によって最終化されるため、借入国関係者に本業務の調査結果がそのまま円借款事業として承認されるとの誤解を与えないよう留意する。

(2) 審査の重点項目

本業務の成果が円借款事業の審査の検討資料となるため、以下の一部の項目については、取りまとめに際して、発注者から別途指示する基本的な基準、様式に従ってとりまとめること。

- 1) 適用される技術基準
- 2) 施工計画
- 3) 調達計画

- 4) 事業費
 - 5) 事業実施スケジュール
 - 6) 事業実施体制
 - 7) 運営・維持管理体制
 - 8) 運用・効果指標
 - 9) 内部収益率（IRR）
 - 10) 環境社会配慮
 - 11) バングラデシュ側負担事項（用地取得、住民移転、支障物移転、事業実施に必要な許認可、工事实施上の規制等）
- また、審査に当たり必要な項目の追加を指示する可能性がある。

（3）発注者への事前説明・確認

本業務の成果（協議資料等の中間的な成果を含む。）について借入国政府側の関係省庁・機関に提示する場合には、発注者に事前に説明・確認の上、その内容について承認を得るものとする。借入国政府、特に実施機関との間で調査方針等について意見の相違があり、その克服が困難と思われる場合には速やかに発注者に報告し、対応方針について指示を受けること。

なお、発注者への説明・確認については、対面、オンラインによる会議形式で行うことを原則とし、困難な場合は電子メール等による実施も可とする。打合せ後は、必要に応じて受注者にて打合簿を作成し、監督職員の確認を得る。

（4）先行調査・既往事業から得られる情報のレビュー及び活用

本業務に先立って以下に列挙する調査、事業が実施されているところ、かかる先行調査・既往事業から得られる情報を最大限に活用し、重複がないよう効率的な調査実施が求められる²。

先行調査・既往事業一覧

- 1) Feasibility Study on Establishment of BFSA Reference Laboratories, HQ Office, Training Complex and Regional Offices.（2022年12月～2023年4月予定）
（ダッカ市及び地方都市等における食品安全検査施設建設等にかかるBFSAによる現在実施中の調査）
 - 2) 技術協力「バングラデシュ食品安全庁査察・規制・調整機能強化プロジェクト」
（2021-2026年）（JICA）（BFSAの食品安全監視・監督体制の構築、食品検査体制の強化等を行うJICAによる現在実施中の技術協力）
 - 3) Institutionalization of Food Safety in Bangladesh for Safer Food（2013-2019）
（USAID, FAO）（BFSAによるガイドライン、マニュアル、食品安全法細則の策定、食品安全立入検査官への研修等に係る支援）
 - 4) Bangladesh Trade Facilitation Project（2020-2025）（USDA）（輸出入手続きの簡素化・自動化及び、関連施設の能力向上を通じた、農産物貿易拡大のための支援）
 - 5) バングラデシュ国食品衛生・食品安全にかかる情報収集・確認調査（2019）
（上記2）技術協力案件形成前に実施した調査）
- 上記との整合性には十分留意した上で調査を実施すること。

² プロポーザルにおいて、先行調査・既往事業から得られる情報と本業務で必要な項目について整理し、本業務で調査すべき事項についてその理由と共に提案すること。

(5) 調査における地理的な対象範囲

本業務における自然条件調査、事業実施スケジュール（施工計画、工事安全対策等を含む）、環境社会配慮等の検討においては、事業対象となる構造物等を建設・設置する場所（及びその周辺）のみならず、本事業を実施するにあたって必要となり、かつ実施機関により提供されるべき用地（例：土取り場、土捨て場、工事用ヤード、工事用道路等の関連インフラ、等）（及びその周辺）についても考慮に含まれることに留意する。

(6) 本邦技術の適用／本邦企業の参入促進

本事業に関連する機材、設備、工法等で本邦企業に優位性がある技術について把握し、本事業における本邦技術活用の可能性について「第5条 業務の内容」の指示に従い検討する。検討にあたっては本邦技術を適用することによる経済性の向上、工期短縮、環境負荷軽減、食品安全性の向上や工事中及び供用後の安全性向上などの可能性を幅広く検討し、その結果を発注者へ報告し、確認を得るとともに、適用を提案する本邦技術について先方関係官庁・機関と十分に協議・調整を行う。

さらに、本邦企業の事業参入促進にあたっては、関連本邦企業の参入意向に留意しつつ競争性確保を図ることができるように検討する³。

JICAの中小企業・SDGsビジネス支援事業に関する情報は、以下のJICAのウェブサイト(https://www.jica.go.jp/priv_partner/activities/sme/index.html)を参照し、過去の採択事業リスト等も参考にする。

(7) 環境社会配慮

本業務においては、「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」（2022年4月）（以下、「JICA 環境社会配慮ガイドライン」）にそって、借入国政府の定める環境社会配慮に係る法令／許認可手続き、世界銀行セーフガードポリシー等を必要に応じて参照しつつ「第5条 業務の内容」に示す業務を行う。

借入国政府の定める環境社会配慮に係る法令／許認可手続きの内、特に重要と思われるものを以下に列挙するが、これに関わらず必要なものは適宜参照すること。

- 1) The Forest Act (1927) and Forest (Amendment) Act (2000)
- 2) Environmental Conservation Act (1995)
- 3) Environmental Conservation Rules (1997)
- 4) Wetland Protection Act (2000)
- 5) Bangladesh Labor Law (2006) (Amendment (2018))
- 6) Bangladesh Environment Court Act (2010)
- 7) The Bangladesh Wildlife (Conservation & Security) Act (2012)
- 8) National Water Act (2013)
- 9) Bangladesh Labor Rules (2015)
- 10) The Acquisition and Requisition of Immovable Property Act (2017)

また本業務における環境社会配慮において特に留意すべき点は以下の通りである。

本事業の環境カテゴリーは現時点で「C」としているが、計画地周辺の関連開発計画、本事業による建築工事や食品検査に起因する検査試薬（重金属など）の現在の

³日本の中小企業を含めた本邦企業が有する技術、製品、アイデアの活用の可能性があれば、プロポーザルで提案すること。

処理方法、汚水の排水及びサンプル生物処分用の焼却炉設置が周辺環境に与える影響等、本事業が周辺環境に影響を及ぼす可能性について調査する。また、影響が考えられる場合には、その対策を検討する。

さらに、ダッカ市における食品安全レファレンス検査棟、事務所棟、研修棟建設予定地は、BFSA の所有地であるため、用地取得・住民移転は発生しない見込みであるが、ダッカ市以外の地方都市における食品安全検査室の建設予定地は、用地取得・住民移転が発生する可能性があることから、用地取得の詳細ならびに被影響世帯数や住民数等、生計手段の喪失の有無、補償・支援の内容等を確認する。さらに建設予定地が、保護区や重要な自然生息地にあたるかを調査する。

(8) ジェンダー配慮およびユニバーサルデザイン

本業務では、ジェンダーの視点にたった事業設計・仕様・取り組みに配慮する。具体的には、食品検査業務に携わる関係者の男女別の雇用・賃金状況やニーズを検討し、男女別の裨益効果を想定した上で施設設計（トイレの設計仕様等）に対する具体的なジェンダー配慮事項を提案する。なお、車椅子利用者や高齢者等が利用しやすいユニバーサルデザイン対策等についても配慮する。

(9) 施工時の安全対策について

本事業実施に伴う工事安全上の留意点を整理し（例：安全に配慮した設計、工事安全確保のために必要な作業用地の確保、仮設、交通規制等）、（コンサルティング・サービスを含む）事業費や工期、施工方法の検討に反映する。かかる検討に際しては借入国の建設分野に適用される労働安全衛生法制、及び関連の各種基準を確認すると共に、「JICA 安全標準仕様書（JICA Standard Safety Specification: JSSS）（2021 年 2 月）を参照すること。JSSS は円借款事業で一般的に発生する工種や現場の状況における工事安全上の最低限の要求事項を示したものであり、円借款事業の建設工事を伴う契約の一部として使用することが広く推奨される。

なお、同仕様書は一部円借款融資対象契約においては適用することを想定していないが（仏語圏／西語圏、FIDIC 契約約款を用いない契約については不適用）、その内容に鑑み、本事業の実施段階で使用される、されないにかかわらず内容を十分に理解した上で調査を実施すること。

また、借入国側の対応が求められるような事項（用地確保や交通規制等）については、対応をとるべき当事者、調整が必要な関係機関を明らかにして整理・記述する。

(10) 調査実施段階、及び事業実施段階における治安上の安全対策

当該事業の借入国／事業対象地域は、一般犯罪やテロ等の治安面でのリスクが一定以上あると認識されているところ、調査実施に当たっては JICA 安全対策措置（渡航措置及び行動規範）に従うこと。

さらに、概略設計や事業費の積算等に当たっては、業務主任者は安全対策計画についても責任を負うこととし、発注者から提供される「安全対策ガイダンス」（2019 年 4 月）を参照しつつ、事業実施時に必要となる治安上の安全対策を検討し、別途指定する様式に従い、案件別安全対策検討シート（案）を作成すること。

(11) Information and Communication Technology (ICT) 技術の活用

建設分野における生産性向上の観点から、建設における ICT 技術の活用が期待される。本業務では、Construction Information Management (CIM) 又は Building Information Management (BIM) の導入を検討する。調査設計段階からの 3 次元モデ

ル導入により、設計から施工、維持管理までの一連の業務効率化や、工期短縮・品質向上・安全性向上等が効果として期待されるが、本業務においては、下記の項目における活用が想定される⁴。

CIM/BIM の適用が想定される項目（以下は記載例）

- 1) 最適代替案を選定する際の意味決定を補助する目的でのビジュアル作成
- 2) 概略設計後の完成予想図の作成

加えて、測量・設計・積算等の業務効率化や、工期の短縮、品質・安全性向上等に資する先端技術（例：UAV、航空 LiDAR、衛星 DEM、AI 判読、等）の活用が見込まれる場合には、プロポーザルにて提案する。

（12）調査データの提出

デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進の観点から、JICA では事業を通じて得られるデータを集約し、効率的・効果的な案件管理・案件形成を目指す方針としている。JICA として集約すべきデータの種類や様式について検討段階にあり、本業務では今後の検討の材料として試行的に調査データの取得を実施する。自然条件調査、ベースライン調査等を通じて得られる調査データに関し、位置情報が含まれるデータについては後述する様式に従い発注者に提出する。将来的には調査データの取得に当たっては可能な限り位置情報の取得を求めるとを想定しているが、本業務においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。なお、調査データの取得に当たっては、当該協力準備調査の実施対象地域の法令におけるデータの所有権及び利用権を確認する。関連する法令が存在しない場合或いは法令の適用有無が判断できない場合、調査実施地域の管轄機関に当該協力準備調査で取得したデータの所有権及び利用権について確認する。確認の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出すること。

データ格納媒体：CD-R を基本とする。CD-R に格納できないデータについては提出方法を発注者と協議する。

データ形式：KML もしくは GeoJSON 形式とし、ラスターデータに関しては GeoTIFF 形式で提出する。なお、Google Earth Engine を用いて解析を行った場合は、そのコードを最終報告書に合わせ提出する。

（13）リスク管理シート（Risk Management Framework）について

開発途上国における円借款事業は、実施段階で十分な監理を行っても期限内・予算内に完成しないケースや、事業完成後の便益が当初の想定水準に達しないケースがあり、大型のインフラ事業においてこのような状況がもたらす影響は特に大きい。こうしたケースの発生を未然に防止しつつ、審査段階および実施（案件監理）段階において発生し得る問題への対応策を予め検討しておくためには、案件形成の初期段階において潜在的なリスク要因の特定および対応策の策定を行う必要がある。これを踏まえ、本業務においては発注者が提示する様式を用いて、本事業の想定リスク及びその対応策を取り纏める。

（14）当国政府内の事業承認手続き

日本政府による検討を経て、本事業の借款供与に至る場合は、借款コンサルタント契約までに当国政府内での事業計画（Development Project Proposal

⁴ 他にも効果的な活用法がある場合、プロポーザルにて提案すること。

(DPP)) が承認されていることが必要なため、DPP 策定・承認に係る側面支援を行う。

(15) 食品安全レファレンス検査室が満たさなければならない認定基準及び検査基準の確認

当国において食品安全レファレンス検査室に求められる基準（ISO17025 等の認証基準、輸出される食品の衛生基準や検査基準）については、食品安全法細則の策定支援の一環として国際食糧農業機関（FAO）及び米国国際開発庁（USAID）が過去に BFSA を支援してきている。本調査では、右支援の結果、現状の BFSA の業務実態（必要となる検査項目・内容、対象品目等）を把握した上で、適切な施設及び機材の規模や仕様・数量の検討を行うこと。また、当国国外との食品の輸出入の拡大に向け、近隣の南アジア、東南アジア、また日本における食品衛生管理基準など、国外への輸出にあたって適用される基準を明確にし、その内容について事前に十分把握した上で調査を行うこと。

(16) コンサルティング・サービスや技術支援の提案

本業務では当国の食品安全性の向上、食品産業の育成に向け、食品産業・食品安全セクターの現状・課題の分析、提言を行うとともに、実施機関やその他関係官庁に対しての技術的支援の必要性を検討し、まずは本事業のコンサルティング・サービスによる支援内容を提案すること。さらに、本事業のコンポーネントの中だけでは解決が困難であり、技術協力等を通じて改善に取り組むべき中期的な経営課題等があれば、実施機関の事業遂行能力あるいは運営・維持管理の課題点として、審査時の留意点として発注者に報告する。

右課題点の解決策として、既に支援中の他ドナーの取組との連携余地を検討した上でなお課題が残る場合は、先方政府による我が国への技術協力の要望有無を確認する。これには、例えば、食品安全庁における食品検査業務における組織体制・検査能力強化、HACCAP や CODEX 認証推進に向けた取組み強化、検査機材の適切な運営・維持管理に向けた技術支援等を想定している。追加的な技術支援の提案に際しては、技術支援実施に先立って実施機関や関係省庁・機関が達成すべき前提条件（職員の確保等）の検討も行うこと。

(17) 地方都市、主要空港、港湾、ランドポートにおける食品安全検査室建設と検査機材整備

本業務では、地方都市における食品安全検査室と検査機材整備についても検討をする。対象地方都市については、BFSA F/S にて選定された地方都市 7 都市及び主要空港、港湾、ランドポート等についてレビューを実施し、事業効果（当国全土の食品安全検査能力向上や、輸出入振興等）、事業費（BFSA F/S にて算出した事業費を参照とする）、環境社会配慮面（用地取得・住民移転の規模）、日本への裨益（本邦企業・現地日系企業による本体事業への参画、日本の外交・開発政策との整合性等）、検査員等の人材育成計画等の視点から、スコアリングを行い、有償資金協力での支援可能性を検討し、発注者と協議を実施する。検討可能性がある場合は、概略設計を作成する。なお、上記 F/S にて選定されていない地方都市、主要空港等においても、上記の視点で支援可能性が認められる候補地についても調査・提案を行い、概略設計を実施すること。なお、本業務では、全対象地域（BFSA F/S にて選定された地方都市 7 都市及び主要空港、港湾、ランドポート等）に食品安全検査室と検査機材整備を実施する想定であるが、調査及び協議の結果、概略設計を実施しない地域がある場合

は、作業量の見直しを行い、変更契約を実施する。

(18) 類似案件からのフィードバックの活用

2018 年度に実施された無償資金協力ベトナム国「食品安全確保のための RETAQ センター検査能力強化計画準備調査」や 2022 年度に実施された無償資金協力セネガル国「国立水産検査所建設計画準備調査報告書」の協力準備調査報告書等の内容を精査し、事業計画、設計・施工計画・積算、調達、完工後の運営維持に係る課題や教訓を整理する。また、設計時に対象地域の自然条件が検査機材及び検査精度に与える影響の有無、規模を定量的に把握し、当国の気候や自然環境にあった建築設計と建設用資材利用を検討し、精密機器を整備する際には、本事業のコンサルティング・サービス等による維持管理体制構築支援を検討すると共に、精密機器の保守点検・修理体制及び消耗品・スペアパーツ等の調達手段を確認し、第三国調達も含めてそれらの調達が容易な機材の調達先を検討することで、事業終了後も事業実施機関が維持管理できるよう留意する。また、当国での機材の利用に関し、機材操作に関する技術・技能が不足することの無いようベンガル語でのユーザーマニュアルの作成等も支援することとする。

(19) 発注者によるファクトファインディングミッション及び審査への協力

本業務の成果を踏まえ、発注者は、本体の円借款供与に対するファクトファインディングミッション（以下、「F/F」という。）及び審査を、それぞれ 2024 年 3 月頃、2024 年 5 月頃に実施することを想定している。また、必要に応じて、発注者による調査ミッション（キックオフ、対象範囲の決定、レポート説明協議等）を実施することを想定している。F/F や調査ミッション等の前に、調査の進捗報告を行うとともに、ミッションの日程の一部同行し、情報収集や本事業内容の検討に向けた支援を行うこと。また、審査前に、発注者からの調査結果に関する情報提供依頼があれば速やかに回答すること。なお、F/F や審査等の日程については変更の可能性があるため、時期については発注者に確認すること。

(20) ベースライン調査

当国における食品安全分野にかかる以下の項目について、ベースライン調査を実施する。なお、本業務については、現地の事情に精通していることが必須であるため現地再委託にて実施することを認める。

- ・ 食品安全検査を実施している機関（民間企業を含む）ごとの検査項目、検査件数（件/年）
- ・ 食品に起因する疾患の種類、地理的分布状況、件数（件/年）
- ・ 当国から他国への輸出食品の食品衛生法違反事例と件数（件/年）

(21) 調査スケジュール

調査スケジュールは以下を想定するが、プロポーザルにて調査スケジュール案を提案すること。

1) 国内準備（2023 年 9 月～10 月頃）

- ・ インセプション・レポートの作成
- ・ 事業の背景・必要性の整理

2) 第 1 回現地調査（2023 年 11 月～12 月頃）

- ・ ダッカ市及び地方都市におけるサイト状況調査
- ・ 環境社会配慮調査（用地取得・住民移転含む）

- ・ 自然条件調査
- ・ 代替案の検討
- ・ 地方都市、主要な空港、港湾、ランドポートにおける食品安全検査室建設と検査機材整備の有償資金協力での支援可能性の検討・スコアリング、発注者との協議
- ・ ダッカ市における食品安全レファレンス検査棟、研修棟、事務所棟の概略設計（施設計画・機材計画）
- ・ コンサルティング・サービスの検討
- ・ 事業実施計画の策定
- ・ 事業費積算
- ・ ベースライン調査
- ・ 事業効果の検討
- ・ 実施体制
- ・ 本邦技術の活用可能性の検討
- 3) 第1回国内解析（2024年1月頃）
 - ・ 地方都市における食品安全検査室建設と検査機材整備の概略設計
 - ・ インテリム・レポートの作成、発注者との協議
- 4) 第2回現地調査（2024年2月～2024年3月頃）
 - ・ 運営維持管理計画調査
 - ・ 技術支援の検討
 - ・ 準備調査報告書（ドラフト・ファイナル・レポート）の当国政府への協議・説明
 - ・ 当国政府の事業計画書（DPP）案の作成
 - ・ 発注者と実施機関における協議の補助支援
- 5) 第2回国内解析（2024年4月～6月頃）
 - ・ 準備調査報告書（ファイナル・レポート）の作成

第6条 業務の内容

- (1) 業務計画書の作成・提出

業務計画書を共通仕様書第6条に従って作成し、発注者に提出する。
- (2) インセプション・レポートの作成・協議
 - 1) 当国の関連資料の解析・検討を行い、事業の背景、経緯及び全体像を把握する。
 - 2) 国内で入手可能な資料、統計データ等から、当国の国家開発計画、食品産業・食品安全セクターに関する現状や課題と開発計画、JICA の他案件との連携可能性、他ドナーの援助動向、本計画に関連する社会経済状況を把握する。具体的には、政府の「第8次5か年計画（2020/2021－2024/2025）（Bangladesh's 8th Five-Year Plan）」や「国家産業政策（2022）（National Industrial Policy）」など関連政策及び計画を把握し、当国の食品産業・食品安全セクターの上位計画及び本事業の位置づけについて確認する。
 - 3) 国内外で入手可能な統計情報、調査報告に基づいて当国における食品安全に係る問題事例を収集する（主要輸出先国における基準値違反事例数と違反内容、国内における食品安全に係る問題事例）。この結果を分析したうえで、食品安全の管理に係る高リスク要因を抽出し、どのような食品におけるどのようなリスク要因が優先的に取り組むべき課題かをリスト化する。特定されたリスク要因に対して、年間あたり必要となる検査サンプル数および分析の種類（業務量）について見積りを行う。
 - 4) 当国において、食品媒介疾患の原因となっている食品や産業多角化・輸出促進

において今後輸出増大の可能性の高い食品を抽出し、戦略的に検査を実施すべき食品や検査項目について検討する。

- 5) 当国における食品安全検査分析検査室（検査室数と分析可能な項目別分類、例えば食品の毒性微生物分析、重金属分析、残留農薬、カビ毒、食品添加物、魚類や畜産物の抗生物質、成長ホルモン等）、分析人材（各検査室の人員、および将来的な人材プールとしての分析化学系大学の学部・修士別の毎年の卒業生の数等）の状況について確認する。これら情報に基づいて、将来の食品安全検査室の体制に関する見通し（公的検査室の数と規模、民間検査室との役割分担等）を政府との協議を通じて確認する。
- 6) 上記3)～5)の結果を踏まえて、ダッカにおける食品安全レファレンス検査棟、地方に設置される食品安全検査室、地方政府および関係省庁間の役割分担・業務振り分けについて TOR として整理する。
- 7) 当国における食品安全検査室の維持管理に必要なサービスプロバイダーの有無と実態について情報収集を行う（分析機器の販売事業者、修理・メンテナンスのサービス提供事業者、標準品・試薬・溶媒・ガス等のサプライヤー）。この点について特に日系事業者の有無と連携の可能性についても併せて検討する。
- 8) ダッカ市の食品安全レファレンス検査棟、地方都市の食品安全検査室の目指す分析能力の水準について確認する（ISO17045 の取得等）。また、生物検査においては求められるバイオセイフティの水準についても確認する。
- 9) これまで当国において食品産業・食品安全セクターで実施された我が国の協力の実績を把握し、同国において当該分野で有償資金協力を実施するに当たり参考にすべき点や留意すべき点を抽出する。
- 10) 施設の建設計画（レイアウトプラン等）について、BFSA F/S のレビューを実施し、検査項目、検査数等の情報を基に想定される建設計画についての妥当性の検証を行うとともに、設計・施工・調達を行う上で想定される問題点を抽出し、必要となる調査項目及び当国側への確認項目について検討する。なお、現時点で想定される調査項目があれば、プロポーザルで提案すること。
- 11) 事業成果測定に必要な、もしくは適切な指標を整理し、その調査方法を検討する。なお、考えられる定量的な成果指標及びその調査方法についてはプロポーザルで提案すること。
- 12) 上記1)～11)を踏まえた上で調査全体の方針、方法および現地調査項目を整理し、調査計画を策定する。
- 13) 上記1)～12)の作業を踏まえ、インセプション・レポートを作成し、JICA に事前確認を求める。さらに、現地調査の冒頭に、インセプション・レポートに基づき、実施機関、関係省庁・機関に対し、調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項等を説明し、内容や確認事項を協議・確認する。

(3) 事業の背景・必要性の確認・整理

対象事業の背景や必要性を確認・整理するために必要な情報収集、分析を行う。

- 1) 当国の食品産業・食品安全セクターの現状と課題（農産物・食品加工物の生産・輸入・輸出・需給の推移（当国及び周辺国）、食品産業の競争性・成長の阻害要因分析、食の安全性に起因する健康被害の現況等）
- 2) 調査対象地域の経済・社会状況
- 3) 食品産業・食品安全セクターの上位計画・関連計画における本事業の位置づけ・重要性
- 4) 食品産業・食品安全セクターにおける JICA の協力実績、JICA の他案件との

連携可能性

- 5) 国際機関等の他ドナーの支援実績・見通し（食品産業・食品安全セクターの法制度や経営改善、連結性向上に向けた通関改善に向けた支援を含む）
- 6) 当国における、食品安全に係る規制の枠組み（法令、食品安全基準、実施体制、省庁間や中央政府・地方政府の役割分担など）、食品安全に関連する認証制度（GAP や HACCP/GMP、有機認証）や、食品検査における検査体制（検査機関、検査項目、検査数等含む）の状況・課題、また国外輸出向けの食品の衛生基準について調査を実施する。

(4) 自然条件調査等

概略設計、施工計画、積算について必要な精度を確保し、また事業により新設・拡張・附帯される施設・設備が自然・社会・生活環境に及ぼす影響を適切に予測し、その影響を回避／最小化する設計・施工を検討するため、以下の自然条件調査等を行い、概略設計及び施工計画に反映させる。既存のデータを最大限活用することとし、既存データが存在しない、及び既存データでは十分な情報が得られない際は下記に該当する調査を行う。本業務については、現地再委託にて実施することを認める。⁵

- 1) 地形測量（施設の平面計画、設計及び施工計画上必要な地形の情報を把握する。平坂測量、水準測量、縦断/横断測量等）
- 2) 地質/地盤調査（構造物・施設位置の決定、基礎形状の検討等、設計及び施工上必要な地盤の状況、地下埋設物の状況を把握する。地表踏査、ボーリング（建物形状や位置に応じ適切な位置に必要な本数行う。）、標準貫入試験、室内岩石/土質試験、地耐力試験、試掘調査、圧密試験等による地盤の種類、層厚、物理的特性、力学的特性の把握等）
- 3) 気象調査（気象に係る各種情報を収集し、構造物への影響を推測するとともに、災害発生に係る情報を把握する。天候、気温、湿度、風向、風速、降水量、災害履歴調査等）
- 4) 給排水・水質試験（検査室で使用可能な水質・水量であるかを確認する。)

(5) 代替案の検討

上記各種調査や先行調査等のレビューから得られた情報に基づき、経済性、施工性、維持管理、環境社会面の影響の回避・最小化等の観点から、「プロジェクトを実施しない」案も含め、必要な代替案の検討を行う（下記において特に指定のある事項については必ず代替案の検討を行うものとするが、それ以外でも検討すべき事項があれば、それらについても代替案の検討を行うこと）。

- 1) 食品安全レファレンス検査棟、研修棟、事務所棟の建設予定地
- 2) 地方都市の食品安全検査室の建設予定地

(6) 概略設計

上記各種調査や先行調査等のレビュー、代替案の検討を踏まえ、以下の概略設計を行う。なお、概略設計実施にあたっては、当該事業に係る設計方針を提案し、発注者へ協議・承認を得るとともに、先方実施機関からの合意を得る。

⁵ 具体的な自然条件調査等の細目（調査項目、調査内容、仕様、数量、所用期間等）については、特段の指定がない限り、コンサルタントがプロポーザルで提案すること。また、必要だと判断される自然条件等の調査が考えられる場合は、併せてプロポーザルで提案すること。

また、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」（2009年3月版）を参照して設計総括表を作成し、発注者に対し適用すべき諸基準等の設計条件を説明し、確認を取る。⁶

以下に概略設計で求める内容を列挙

1) 敷地・施設配置計画

- ・敷地計画
- ・配置計画
- ・敷地断面計画

2) 建築計画

- ・検査部門の配置計画
- ・検査棟各課の内容および所要面積
- ・動線計画
- ・断面計画
- ・構造計画及び防災配慮
- ・電気・機械設備計画
- ・給水・排水計画
- ・空調換気設備計画
- ・外構計画

3) 機材計画

4) 完成予想図（CIM/BIM を活用した CG 等）

3次元モデルを含む CIM/BIM を活用する等して、完成予想図を複数箇所作成する。

(7) 事業実施計画の策定

1) 施工計画（仮設・架設を含む）

建設工法、施工手順、排水等の仮設備計画、及び資機材等の調達方法・輸送ルート・手段及び施工に必要な工事用道路、ストックヤード等の用地取得計画を施工計画にて提案する。施工計画の策定に当たっては、可能性のある施工ヤード、資機材の搬出入方法、掘削土の搬出・処分方法などの調査結果も踏まえる。

また、想定される事業地の周辺の既存道の状況を踏まえ、工事用道路としての使用可能性に配慮して、必要に応じて周辺既存道路の改修計画も考慮する。

2) 建設期間中の交通管理計画及び安全管理計画

安全対策に係る借入国の法令及び「JICA 安全標準仕様書（JICA Standard Safety Specification: JSSS）」（2021年2月）を確認の上、工事安全対策並びに事業地周辺の交通への負荷を考慮した交通管理計画を提案する。また、治安上の安全対策として必要な経費が発生する可能性がある場合は発注者から提供される「安全対策ガイダンス」（2019年4月）を参照しつつ、事業費に計上する。

3) 特殊工法、調達方法に影響する可能性のある工法

特殊工法、調達方法に影響する可能性のある工法がある場合には、施工計画の中で明確にする。

4) 必要な資機材の調達事情

事業で使用する主な資機材について、借入国、隣接国又は第三国での調達可能性を整理する。

5) 資機材調達計画

本事業で調達する主な資機材について、最も合理的な調達先を整理し、資機材調達

⁶ 概略設計においては、プロポーザルで提案した CIM/BIM の活用の具体的な内容を反映すること。

計画を策定する（施工段階での陸上・海上輸送計画、維持管理段階で必要となる部材・パーツ・機材の調達計画を含む。）。

6) 事業実施スケジュールの策定

施工計画、資機材調達計画、相手国政府の手続きや用地取得等を踏まえて、月単位のバーチャート形式のスケジュールを策定する。また、施工・調達にあたって重要な項目及び環境社会配慮や森林・耕作地（休耕地を含む）、使用許可、用地取得等の外部条件を調査・整理して、バーチャート上に示す。その際には、施工にあたって必要となる資機材の仮置き場及び工事用地の確保、施工に必要な工事用道路構築等に要する期間について適切に反映する。

(8) 本邦技術の活用可能性の検討

1) 事業における技術的ニーズ

本事業に要請される技術的なニーズ（施工性、維持管理性、必用に応じて耐震性・耐風性など）を整理する。

2) 活用可能な本邦技術・工法

本邦技術・工法・検査機材について、効果、機能、本邦の優位性、取扱い本邦企業、海外での活用実績、類似技術を整理する。また、競合国企業の技術レベル、施工実績等も整理する。

なお、本邦企業に優位性があると考えられる技術として以下を想定するが、提案を求める技術を以下に限る趣旨ではない。

- ・液体クロマトグラフ分析器
- ・ガスクロマトグラフ分析器
- ・全自動 PCR 検査装置

3) 借入国が活用を希望する本邦技術・工法

借入国が活用を希望する本邦技術・工法について、効果、機能、本邦の優位性、取扱い本邦企業、海外での活用実績・（修理・メンテナンス等に係る）アフターサービスの対応状況、類似技術を整理する。

4) 本事業で適用されるべき本邦技術・工法

上記検討、及び先方関係省庁・機関の意向を踏まえ、本事業で適用されるべき本邦技術・工法について、提案する。

(9) 事業費の積算

事業費については、以下に従って積算する。

1) 事業費項目

概略事業費の積算に当たっては、基本的に以下の項目に分けて積算を行う。なお、報告書には事業費の総表を記載することとし、個別具体的な積算結果は、報告書には記載せず、別途発注者に提出する。このうち、下線部についてはその算出方法を発注者から指示することがある。

ア. 本体事業費

イ. 本体事業費に関するプライスエスカレーション

ウ. 本体事業費に関する予備費

エ. 建中金利

オ. フロントエンドフィー

カ. コンサルタント費（プライスエスカレーションと予備費を含む）

キ. その他 1（融資非適格項目）

① 用地補償等

- ② 関税・税金
- ③ 事業実施者の一般管理費
- ④ 他機関建中金利

ク. その他2（融資非適格項目※）

- ① 完成後の委託保守費
- ② 初期運転資金
- ③ 研修・トレーニング費用、広報・啓蒙活動等に要する費用

※案件の性質によっては融資適格項目とすることが可能。

2) 事業費の算出様式

事業については、別途発注者から提供されるコスト積算支援システム（Excel ファイル）の様式にて提出する。なお、同様式については、事業費を事業実施期間の各暦年へ割り振った形式となっている。なお、コスト積算支援ツールの動作環境は、64bit 版 Windows OS(Windows 10 以上)を推奨している（Macintosh は推奨しない）。

3) 準拠ガイドライン

積算に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）（2009 年 3 月版）」を参照する。

4) 積算総括表

積算に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」を参照して積算総括表を作成し、発注者に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

5) 直接工事費・諸経費の内訳

直接工事費の内訳（Bill of Quantity: BQ）、諸経費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費等）の内訳について、算定根拠（バックデータ、適用した積算基準等）とともに発注者に提出する。

なお、直接工事費の内訳（Bill of Quantity: BQ）は、予備設計レベル（百番台）と同等以上に細分化すること。

また、諸経費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費等）については、率計上分に加えて、積上げ計上分も含むものとする（積上げ計上については、具体的に計上した費目が分かるように明記すること。）。

6) 概略事業費にかかるコスト縮減の検討

概略事業費の算出に当たっては、事業目的の達成を前提としてコスト縮減の可能性のある事項を整理し、コスト縮減策をとることができる場合の制約条件とその効果にかかる検討結果を別途発注者が指示する様式にとりまとめ、提出する。特に主要な本邦技術・工法については、従来技術・工法とのコスト比較は必須とする。

7) 類似事業との概略事業費等の比較

事業費については、その妥当性を確認するため、他ドナーや借入国政府等が実施した類似事業について以下を含む情報を入手し、比較表及び参考となる写真を添付して「事業費等の比較資料」（様式の指定なし）を簡便に作成し、概略事業費の妥当性を示す資料として報告書には記載せずに別途発注者に提出する。

- ・ 実施時期
- ・ 事業費（総事業費（当初見積額・実績額）及び内訳）
- ・ 設計条件・仕様
- ・ 入札方法（Pre-Qualification：PQ 基準、国際入札／国内入札等）
- ・ 契約条件（総価方式／BQ 方式、支払条件（履行保証の有無等）等）
- ・ 施工監理方法（品質管理、工程管理、安全管理・保安対策等）

(10) 調達計画の策定

概略設計、施工計画に基づき、調達すべき資機材の数量を算出する。また、将来のコントラクター応札の観点から契約形態に相応しいパッケージ分けを検討し、パッケージごとに外貨・内貨の内訳を設定根拠とともに明らかにする。検討にあたっては「円借款事業の調達およびコンサルタント雇用ガイドライン（2012年4月）」、及び各種標準入札書類の内容を踏まえること。なお、下記2）～4）の内容については報告書には記載せず、別途発注者に提出する。

1) 借入国における当該類似事業の調達事情

- ・当該事業で実施される類似の工事／設備導入にかかる入札と契約にかかる一般事情
- ・現地施工業者の一般事情（施工実績、保有する建設機械等）
- ・現地コンサルタントの一般事情（詳細設計、入札補助、施工監理における経験・能力）

2) 入札手法、契約条件の設定

- ・調達方式
- ・契約約款
- ・契約条件書等の設定の基本方針
- ・適用する JICA 標準入札書類 等

3) コンサルタントの選定方法案

- ・ International Consultants の採否
- ・ ショートリストの策定方法
- ・ コンサルタントのプロポーザル選定方法（QCBS/QBS）等

4) 施工業者の選定方針案

- ・ PQ 条件の設定
- ・ 入札パッケージ（発注規模、工種別の発注等）の考え方
- ・ Local Competitive Bidding（LCB）の採否 等

(1 1) 事業実施体制の検討

1) 実施機関の体制（組織面）

実施機関の法的位置づけ、業務分掌、組織構造、人員体制などを整理する。

2) 実施機関の体制（財務・予算面）

実施機関の財務状況、予算の実績・見通しを整理する。

3) 実施機関の体制（技術面）

実施機関が保有する技術者、技術基準、研修、機材などを整理する。

4) 実施機関の類似事業の実績

実施機関が事業主体となった同規模の事業の実績（実施中を含む）・課題を整理する。

5) 実施段階における技術支援の必要性

事業実施体制について、上記1）～4）における課題及び必要となる制度、手続きなどについて整理し、留意すべき事項・ボトルネックの解消に当たっては、技術的な支援の必要性について検討し、提案する。

(1 2) 運営・維持管理体制の検討

1) 運営・維持管理機関の体制（組織面）

運営・維持管理機関の法的位置づけ、業務分掌、組織構造、人員体制などを整理する。

2) 運営・維持管理機関の体制（財務・予算面）

運営・維持管理機関の財務状況の分析、予算実績や開発計画における見通し等を通じて整理することで、運営・維持管理体制の財務的持続性を確認する。

3) 運営・維持管理機関の体制（技術面）

運営・維持管理機関が保有する技術者、技術基準、研修、機材などを整理する。

4) 運営・維持管理機関の運営・維持の実績

運営・維持管理機関が運営・維持している施設の名称、規模、立地地域などを整理する。

5) 運営・維持管理段階における技術支援の必要性

運営・維持管理体制について、上記1)～4)における課題及び必要となる制度、手続きなどについて整理し、留意すべき事項・ボトルネックの解消に当たっては、技術的な支援の必要性について検討し、提案する。

(13) 実施機関負担事項の確認

1) 用地の取得・確保（作業用地、土取り場、土捨て場等を含む）

工事実施に必要な用地について、所有者、規模、位置、アクセス方法、取得完了予定時期、実施機関の責任・役割を整理する。また、作業用地、土取り場、土捨て場については、位置、規模の概略を確定する。

2) 住民移転

住民移転について、地籍図を基に合法・非合法別の移転規模、移転完了時期、実施機関の責任・役割を整理する。

3) 支障物移設

支障物移設について、支障物の種類ごとに移設完了時期（移設に必要な期間）、占有物件管理者・実施機関の責任・役割を整理する。

4) 事業実施に必要な許認可

事業実施に必要な許認可について、許認可権者、許認可取得に要する期間、実施機関の責任・役割を整理する。

5) 工事実施上の規制（工事安全、環境等を含む）

工事実施上の規制について、規制権者、実施機関との関係を整理する。

(14) 環境社会配慮に係る調査

JICA 環境社会配慮ガイドラインに基づき、環境社会配慮面も含めた代替案の比較検討を行い、重要な環境影響項目の予測・評価、緩和策、モニタリング計画案の作成を行う。報告書の作成においては、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領（2019年11月）」に基づくこととする。また、相手国等（関係官庁・機関）と協議の上、調査結果を整理する形で、JICA 環境社会配慮ガイドライン（2022年4月）〈参考資料〉の環境チェックリスト案を作成する。

環境社会配慮に関する主な調査項目は、以下のとおり。本業務については、現地の事情に精通していることが必須であるため現地再委託にて実施することを認める。

1) ベースとなる環境社会の状況の確認

汚染対策項目、自然環境、自然保護・文化遺産保護の指定地域、土地利用、先住民の生活区域及び非自発的住民移転・用地取得等を含む社会経済状況等に関する情報収集。特に汚染対策等に関しては、現地での測定に基づくデータの収集を含む。また、隣接する地域で環境社会配慮調査が過去に実施されている場合には、既存のデータも参照しつつ必要な情報・データを収集すること。

2) 借入国政府の環境社会配慮制度・組織の確認

・環境配慮（環境影響評価、情報公開等）に関連する法令や基準等

- ・ 当国の制度における手続きや所要期間
 - ・ 「JICA 環境社会配慮ガイドライン」との乖離及びその解消方法
- ・ 関係機関の役割
- 3) スコーピング（検討すべき代替案と重要な及び重要と思われる評価項目の範囲並びに調査方法について決定すること）の実施
- 4) 影響の予測（第4条（7）に記載の事項含む。また、基本的に定量的予測を含む）
- 5) 影響の評価及び代替案（「プロジェクトを実施しない」案を含む）の比較検討
- 6) 緩和策（回避・最小化・代償）の検討
- 7) 環境管理計画（案）・モニタリング計画（実施体制、方法、費用、「モニタリングフォームなど」（案）の作成
- 8) 予算、財源、実施体制の明確化
- 9) ステークホルダー分析の実施とステークホルダー協議の開催支援（実施目的、参加者、協議方法・内容等の検討。女性、こども、老人、貧困層、少数民族等社会的な弱者については、一般に様々な環境影響や社会的影響を受けやすい一方で、社会における意思決定プロセスへのアクセスが弱いことに留意し、適切な配慮がされるよう支援する。

（15）用地取得・住民移転にかかる計画案の作成

JICA 環境社会配慮ガイドライン（2022 年 4 月）及び世界銀行セーフガードポリシーに基づき、大規模ではないが住民移転が生じる場合、若しくは用地取得が生じる場合には簡易住民移転計画案の作成を行う。簡易住民移転計画案に含まれるべき内容は、以下 1) ～ 12) のとおり。具体的な作成手順・調査内容・方法については、世界銀行 Involuntary Resettlement Source Book Planning and Implementation in Development Projects も参照する。また、報告書の作成においては、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領（2019 年 11 月）」に基づくこととする。簡易住民移転計画案を策定するために実施した、社会経済調査（人口センサス調査、財産・用地調査、家計・生活調査）、再取得価格調査、生活再建対策ニーズ調査等の関連調査結果も発注者へ提出する。

本事業のためにすでに用地取得あるいは住民移転が行われた土地がある場合、その過程での住民協議方法や補償水準について確認の上、JICA 環境社会配慮ガイドライン（2022 年 4 月）と乖離がある場合、その解消策を提案する。

なお、本業務については、現地の事情に精通していることが必須であるため現地再委託にて実施することを認める。

- 1) 用地取得・住民移転（所有する土地や構造物への影響により主たる生計手段を失う経済的移転を含む）・樹木や作物の伐採等の必要性
- 2) 事業対象地の全占有者を対象とした人口センサス調査、地籍・財産・用地調査結果
- 3) 事業対象地の占有者の最低 20%を対象とした家計・生活調査結果
- 4) 損失資産の補償及び生活再建対策の受給権者要件
- 5) 再取得価格調査を踏まえた、再取得費用に基づく損失資産の補償手続き
- 6) 生活再建対策ニーズ調査結果を踏まえた、移転前と比べ、受給権者の家計・生活水準を改善、少なくとも回復させるための生活再建対策
- 7) 苦情処理を担う組織の権限及び苦情処理手続き
- 8) 住民移転に責任を有する機関（実施機関、地方自治体、コンサルタント、NGO 等）の特定及びその責務

9) 損失資産の補償支払完了後、物理的な移転を開始させる実施スケジュール

10) 費用と財源

11) 実施機関によるモニタリング体制、モニタリングフォーム

12) 社会的弱者や移転先住民にも十分配慮した形で、住民移転の計画立案から実施を通じて住民参加を確保するための戦略を作成する。当該戦略には、ステークホルダー分析、初期設計代替案に関する住民協議、社会経済調査を通じた個別世帯への事業説明、鍵となる人物へのインタビュー、社会的弱者等とのフォーカスグループディスカッション、補償方針を含めた住民移転計画案に関する住民協議、移転情報冊子の配布、移転住民の参加を確保した実施・モニタリング体制が含まれることが望ましい。なお、案件形成段階の住民参加を確保するための戦略については、実際に、住民説明・協議の開催支援を行う。また、住民説明・協議を開催した場合は議事録を作成し、得られた意見については住民移転計画へ如何に反映したかも記載する。

(16) ジェンダー視点に立った調査と計画策定

1) 現状把握

事業対象地域のジェンダーに関連する社会規範・慣習を踏まえ、本事業で想定する裨益者の男女で異なるニーズや課題等について調査する。また、実施機関における女性の雇用促進や管理職割合、技術者育成等のジェンダーに係る方針を確認するとともに、他ドナー実施分も含む類似事業における労働者の女性割合の現状、ジェンダー視点に係る施策の有無・内容等を調査する。

2) 上記を踏まえた実施機関との協議

上記の調査実施後、実施機関との協議を行い、ジェンダー課題やニーズに対応するための取組み（本事業におけるジェンダー視点に立った設計・仕様・取組の反映、本体工事における非熟練／熟練労働者雇用に占める女性割合の設定、同一賃金の徹底、女性労働者用ファシリティの設置、等）の事業内容への反映を検討する。加えて、住民説明会におけるジェンダーバランスの担保、男女双方からのヒアリングを通じた対象地域被影響住民の適切な把握、寡婦世帯・女性世帯主世帯など特に脆弱な状況におかれた世帯への特別保証措置等の方策につき、検討する。

具体的な検討に際してのステップは以下の通り。

①本事業の枠組みの中でジェンダー課題を解消するための設計・仕様・取組を特定・設定する。

②ジェンダー視点に立ったアウトプット（運用・効果）設定の必要性を検討する。

③ジェンダー視点に立った設計・仕様・取組を担保し測定するための運用・効果指標を設定する。

(17) 免税措置の確認

当国での先行する円借款事業における免税対応も参考に、本事業における当国の免税措置について、当国の法制度を参照しつつ、確認する。

(18) 本事業実施にあたっての留意事項の整理

本事業を円借款事業として実施する場合、その円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を整理する。特に以下の観点は留意すること。

1) 借入国における当該類似業務の調達事情

・ 一般土木・建築工事の入札と契約にかかる一般事情

- ・ 現地コンサルタント（詳細設計、施工監理）の一般状況
- ・ 現地施工業者の情報
- 2) 入札手法、契約条件の設定
 - ・ 契約、契約条件書等の設定の基本方針等
- 3) コンサルタントの選定方法
 - ・ International Consultantsの採否（採用を前提とするが、Local Consultants のみでの実施を提案する場合は、その理由と根拠について説明すること）等
- 4) 施工業者の選定方針
 - ・ PQ：Pre-Qualification条件の設定
 - ・ LCB：Local Competitive Biddingの採否
 - ・ 入札パッケージ（発注規模、工種別の発注等）の考え方等
- 5) 事業実施上の留意事項の整理
 - ・ 既存運営事業者との調整
 - ・ HIV対策
 - ・ 軍事利用の回避 等

(19) コンサルティング・サービス

上記一連の調査内容を踏まえ、事業実施に際して必要となるコンサルティング・サービス（詳細設計、入札補助、施工監理、技術移転等）の内容とその規模（業務人月）について提案する（コンサルタント TOR（案）の作成を含む）。提案内容については報告書には記載せず（ただし、事業実施計画やコストに入る部分については記載可）、別途発注者に提出する。

(20) 事業効果の検討

本事業によって得られる効果を定量的効果、定性的効果に分けて評価する。なお、IRR の算出は、別途発注者から提供される IRR マニュアルを参考とする。（同マニュアルは公示の際に貸与資料扱いとし、契約締結後正式に配布扱いとする。）

1) 定量的効果

① 内部収益率（IRR）

本事業の資金計画等に基づき、経済的内部収益率（EIRR）を算出する。また調査対象事業が将来的に料金収入を伴う場合、財務的内部収益率（FIRR）も併せて算出する。算出に当たっては発注者から提供される「IRR（内部収益率）算出マニュアル」に準拠すること。なお、IRR 算出にかかる以下の詳細については報告書には記載せず、別途発注者に提出する。

- ・ 計算根拠（算出にあたっての仮定・前提、単価の設定根拠等を含む）
- ・ 算出に使用した計算シート（Microsoft Excel の電子データ）

② 運用・効果指標

「[資金協力事業 開発課題別の指標例](#)」

https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/indicators/aid_business.html

を参照しつつ、適切な運用・効果指標を提案し、基準値と共に事業完成の2年後をめどとした目標値の設定、データ入手手段の提案、評価にあたっての留意事項の整理を行う。なお、本事業における運用・効果指標としては下記を想定するが、その他にも有益な指標があれば適宜提案すること。

- ・ 残農薬成分検査（件）
- ・ 重金属検査（件）
- ・ 食品添加物検査（件）

- ・微生物検査（件）
- ・受託検査（件）

2) 定性的効果

本事業によって得られる定性的効果を明確な根拠と共に、可能な限り具体的に提案する。その際、可能であれば本事業の実施によって得られる本邦企業（本事業における受注企業以外）への裨益効果等についても検討する（例：借入国に進出している本邦製造企業にもたらされる便益、等）。

- ・借入国の食品加工業の振興、産業多角化
- ・食品及び食品加工品に対する信頼性向上
- ・当国国民の食品安全管理を通じた疾病の予防及び健康状況の改善

(2 1) 気候変動対策事業としての案件形成に係る情報収集・分析

本事業による温室効果ガス排出削減が一定以上見込まれる場合、気候変動対策事業（緩和策）と位置づけられる可能性があることから、「JICA 気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FTI）（緩和策）（JICA 2022 年）」等を参考に、本事業を通じた緩和効果（温室効果ガス排出削減・吸収量）の推計を行う。同推計結果については、推計に使用したバックデータとともに、発注者へ共有すること。なお、バックデータには、デフォルト値以外の数値を推計に用いる場合にはその出典も明記すること。

また、本事業の実施により、借入国の気候変動に対する適応力強化が一定以上見込まれる場合、気候変動対策事業（適応策）と位置づけられる可能性があることから、「JICA 気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FTI）（適応策）（JICA 2022 年）」の該当箇所等を参考に、気候リスクを評価し、本事業を通じた適応効果（気候変動により発生するリスクの回避・低減効果等）の検討を行う。

(2 2) 本邦企業説明会の実施

本事業に関する事業概要の説明と企業の参画意向の確認を目的として、本邦企業説明会を開催する。開催時期としては 2024 年 2 月頃を想定するが、審査のスケジュール等により前後する可能性があり、時期を変更する場合は 発注者より連絡する。開催回数については一回を想定しているが、参加予定企業との調整状況を鑑み、複数回の実施とする場合がある。参加予定企業としては、食品安全検査分野等の業界団体に所属する企業等を中心に本事業への関心を有する企業を想定している。本事業に関する本邦企業説明会開催に当たって、資料案を作成のうえ、発注者の確認・承認を得る。また、発注者の指示のもとで必要に応じて企業説明会実施にかかる運営事務（案内、議事録作成、企業等への連絡・調整等）や説明会会場における質疑対応等を行う。会場は原則、発注者の施設を利用する（但し、COVID-19 の状況を鑑み、オンラインにて実施する可能性がある）。

(2 3) レポート等の作成・協議

- 1) 上記の作業を踏まえて、「第7条 成果品等」に記載の各レポートを作成のうえ、発注者に確認・承認を得ることとする。
- 2) 現地調査の冒頭には、レポート内容について先方関係省庁・機関に対し内容を説明し、協議・確認する。また借入国に JICA 事務所がある場合は、当該事務所に対しても内容の説明を行う。
- 3) 当国関係省庁・機関の事業承認に必要な情報を提供するために、別途発注者が指定する様式で情報提供を求める可能性がある。

(24) COVID 19 による影響に配慮した計画策定

コロナ対策に関する現地の法令・ガイダンス等を調査し、これらを踏まえて、下記の通りコスト積算、実施スケジュール、コンサルタント TOR 等に反映する。

- 1) コスト積算：現地の法令・ガイダンスや対外公表されている建設現場におけるコロナ対策を参考に、必要となるコロナ対策費を積算に含める。また、事業実施中の感染拡大状況の変化に対応するための暫定金額を計上する。
- 2) 実施スケジュール、コンサルタント TOR・業務人月策定：上記法令等を踏まえて、現実的なスケジュールならびに必要な TOR を作成する。

第7条 成果品等

(1) 調査報告書

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。本契約における最終成果品は、5) 準備調査報告書及び6) デジタル画像集とする。

各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前に発注者に説明の上、その内容について承認を得るものとする。なお、当該説明については、打ち合わせによることを原則とする。また、打ち合わせ後に受注者にて打合簿を作成し、発注者の確認を得る。

1) 業務計画書

記載事項：共通仕様書第6条に記載するとおり。

提出時期：契約開始後 10 営業日以内

部 数：和文 3 部（簡易製本）

2) インセプション・レポート

記載事項：業務の基本方針、方法、作業工程、要員計画、便宜供与依頼内容等

提出時期：調査開始後 1 か月以内

部 数：和文 3 部、英文 3 部（簡易製本）

3) インテリム・レポート

記載事項：プロジェクトの背景・経緯、実施・運営体制、概略設計結果、環境社会配慮、自然条件調査等

提出時期：「第3章2. (1) 業務工程」に示す期日まで

部 数：和文 3 部、英文 3 部（簡易製本）

4) 準備調査報告書（ドラフト・ファイナル・レポート）（経済分析に用いたキャッシュ・フロー表等の Excel ファイル（分析の過程が分かるもの）を含む）

記載事項：調査結果の全体成果（要約を含む）

提出時期：「第3章2. (1) 業務工程」に示す期日まで

部 数：和文 3 部、英文 3 部（簡易製本）

5) 準備調査報告書（ファイナル・レポート）（経済財務分析に用いたキャッシュ・フロー表等の Excel ファイル（分析の過程が分かるもの）を含む）

記載事項：調査結果の全体成果（要約を含む）

提出時期：「第3章2. (1) 業務工程」に示す期日まで

部 数：和文 3 部、英文 6 部、和文と英文それぞれ CD-R 4 部

※ファイナル・レポートについては、調査結果の要約を 10 ページ程度で取りまとめ、和文版、英文版の最初の部分に入れる。また、一定期間非公開となる情報を除いた英文（簡易製本版）3 部及び和文（要約）3 部、CD-R2 部を作成し、調査終了後速やかに公開する。一定期間非公開となる情報は原則以下のとおりであるが、具体的な削除対象箇所については、別途発注者と十分に協議の上決定する。

- ア) コスト積算、調達パッケージ、コンサルティング・サービスの人月・積算、経済・財務分析に含まれるコスト積算関連情報
 - イ) 実施機関の経営・財務情報のうち、公開されていない情報
 - ウ) 民間企業の事業や財務に関わる情報
- 6) デジタル画像集

記載事項：事業対象サイト等のデジタル画像⁷

提出時期：準備調査報告書と同時提出

部 数：CD-R 4 部

(2) 収集資料

本件調査を通じて収集した資料及びデータは項目毎に整理し、JICA 様式による収集資料リストを付したうえで調査終了後発注者に提出する。

(3) その他の提出物

1) 議事録等

先方機関との各調査報告説明・協議に係る議事録(M/M)を作成し、発注者に5営業日以内に提出するとともに、調査報告書の別添として提出する。JICA 本部・事務所におけるミーティングについても同様とする。なお、関連会議・検討会の開催に先立ち、10日前までに配布資料(上段の3)～5)の各報告書を含む)を発注者に提出する。

2) 業務従事月報

JICA 規定により、調査業務日誌を添付した月例の調査業務報告を翌月5日までに発注者に提出する。本報告書には、業務実績、業務実施上の課題、その対処方針を記載する。

3) 先方機関への提出書類

先方機関への提出文書は、その写しを発注者(現地調査の場合で現地に JICA 事務所がある場合は当該事務所の事務所長も含む)に速やかに提出する。

4) その他

上記の提出物のほかに、第5条で報告書に記載せず別途発注者に提出することとした情報や、発注者が必要と認め、報告を求めたものについて提出する。

(4) 成果品の仕様

インセプション・レポート、インテリム・レポート、ドラフト・ファイナル・レポートは原則として簡易製本とし、ファイナル・レポートは製本とする。報告書類の印刷、電子化(CD-R)については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

以 上

⁷ 各画像にはキャプションをつけること。

プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項 (プロポーザルの重要な評価部分)

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書案を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書案の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める内容	特記仕様書案での該当条項
1	先行調査・既往事業から得られる情報と本業務で必要な項目について整理し、本業務で調査すべき事項についてその理由	第5条 実施方針及び留意事項 (4) 先行調査・既往事業から得られる情報のレビュー及び活用
2	日本の中小企業を含めた本邦企業が有する技術、製品、アイデアの活用の可能性	第5条 実施方針及び留意事項 (6) 本邦技術の適用／本邦企業の参入促進
3	CIM/BIMの効果的な活用方法、及び業務効率化、工期の短縮、品質・安全性向上等に資する先端技術(例：UAV、航空 LiDAR、衛星DEM、AI判読)の活用可能性	第5条 実施方針及び留意事項 (11) Information and Communication Technology (ICT) 技術の活用
4	調査スケジュール案	第5条 実施方針及び留意事項 (21) 調査スケジュール
5	施設の建設計画(レイアウトプラン等)について必要となる調査項目及び当国側への確認項目	第6条 業務の内容 (2) インセプション・レポートの作成・協議 10)
6	定量的な成果指標及びその調査方法	第6条 業務の内容 (2) インセプション・レポートの作成・協議 11)
7	自然条件調査等の細目(調査項目、調査内容、仕様、数量、所用期間等)、必要だと判断される自然条件等の調査	第6条 業務の内容 (4) 自然条件調査等

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

評価対象とする類似業務：食品検査施設の建設や機材整備に関する業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もあります。現地業務について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地業務開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴及び業務従事者の予定人月数

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野及び想定される業務従事人月数は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

① 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➢ 業務主任者／食品安全検査制度

➢ 建築計画（検査施設等）／機材計画（分析機器等）

② 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 9.5 人月

2) 業務経験分野等

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／食品安全検査制度）】

- ① 類似業務経験の分野： 食品安全検査制度における資金協力事業の概略調査・詳細設計・実施監理業務
- ② 対象国及び類似地域：バングラデシュ国及びその他全途上国
- ③ 語学能力：英語
- ④ 業務主任者等としての経験

【業務従事者：建築計画（検査施設等）／機材計画（分析機器等）】

- ① 類似業務経験の分野：建築計画（検査施設の建築計画が望ましい）及び機材整備（分析機器等の整備が望ましい）における資金協力事業の概略調査・詳細設計・実施監理業務
- ② 対象国及び類似地域：バングラデシュ国及びその他全途上国
- ③ 語学能力：英語

3) その他学位、資格等

プロポーザル作成ガイドラインの 21 ページで説明する「機構が実施している契約管理セミナー」として、「能力強化研修（円借款の建設工事の安全管理に係る コンサルタント能力強化研修）」を評価対象とします。

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

2023 年 9 月中旬より業務を開始し、下記の期日までにそれぞれの報告書を提出する。

- 1) インテリム・レポート：2024 年 1 月 30 日まで
- 2) 準備調査報告書（ドラフト・ファイナル・レポート）：2024 年 4 月 23 日まで
- 3) 準備調査報告書（ファイナル・レポート）：2024 年 6 月 28 日まで

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 26.00 人月（現地：17.00 人月、国内：9.00 人月）

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任者／食品安全検査制度（2号）
- ② 建築計画（検査施設等）／機材計画（分析機器等）（3号）
- ③ 建築設計・設備設計
- ④ 調達・施工計画／積算
- ⑤ 経済財務分析／食品セクター分析、事業実施の持続性分析
- ⑥ 食品検査施設運営・維持管理／組織運営体制
- ⑦ 環境社会配慮（気候変動緩和策含む）／ジェンダー配慮

3) 渡航回数を目途 全 14 回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(3) 現地再委託

自然条件調査、環境社会配慮調査（用地取得・住民移転計画策定含む）、ベースライン調査については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。当該業務に関する経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO 等への再委託の際には、プロポーザルにて明確な理由及び業務内容と共に提案すること。なお、現地再委託にあつては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うものとする。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札など）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名ならびに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法など、より具体的な提案を可能な範囲で行う。なお、具体的な調査内容に関して、自然条件調査は第2章第6条（4）、環境社会配慮調査については第2章第5条（7）及び第2章第6条の（14）（15）、ベースライン調査については第2章第5条（20）を参照すること。

(4) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

- 安全対策ガイダンス（2019年4月）
- カテゴリB案件報告書執筆要領（2019年11月）
- IRR（内部収益率）算出マニュアル（2017年9月）
- Interim Report of Feasibility Study on Establishment of BFSA Reference Laboratories, HQ Office, Training Complex and Regional Offices
- Geotechnical Investigation Report

2) 公開資料

- 8th FIVE YEAR PLAN JULY 2020- JUNE 2025
<https://oldweb.lged.gov.bd/UploadedDocument/UnitPublication/1/1166/8FYP.pdf>
- バングラデシュ国 食品衛生・食品安全にかかる情報収集・確認調査ファイナルレポート
https://openjicareport.jica.go.jp/985/985/985_101_12360079.html

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	有
4	家具（机・椅子・棚等）	有
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

(6) 安全管理

現地業務に際し、JICA の安全対策措置を遵守すること。同措置に基づき、バングラデシュ渡航前・後に、必ず以下の事項を行うと共に、関係者の渡航計画や業務実施状況を JICA 所定の書式を用い、渡航前（遅くとも出発の 14 営業日前）に提出し、JICA の承認を得ること。

<業務渡航の条件（事前準備）>

- 渡航前に「海外安全対策ハンドブック」及び「バングラデシュ国安全対策マニュアル」を熟読する。
- JICA 事務所による安全ブリーフィングを受講する。
- 渡航前に JICA 事務所に申請の上、JICA 事務所が管理する安全情報メーリングリスト及び SMS 配信リストへの登録を行う。
- 渡航前に、安全対策研修（Web 版等）を受講する。
- 渡航・滞在時点での最新の行動規範を遵守する。
- 宗教記念日・宗教行事開催時期及びその前後、その他リスクが高いと考えられる期間は渡航を極力控える。それ以外の場合であっても、最新の治安情勢や空港からの（または空港までの）移動経路の安全状況の事前確認、渡航の優先度等を踏まえる。

<現地での行動>

- ホテルに宿泊する場合は、JICA 事務所が宿泊利用を認めたホテルとする。ホテル以外（借上アパート等）に関しては、利用前に必要な安全対策措置を講じ、JICA 事務所の承認を得る。
- 外勤は、勤務先や訪問先及びその周辺地域の安全状況を踏まえて、要すれば JICA 事務所または配属機関等が手配する警護付き車両での移動等、必要な安全対策措置を講じることを条件に実施する。継続的に勤務する配属機関等については、JICA 事務所による安全対策確認調査を受ける。
- 国内出張は、必要な安全対策措置を講じることを前提とし、JICA 事務所が事前に計画を確認したものについて実施を認める。日没後の都市間移動は避ける。
- 業務外で都市間移動が伴う行動の場合、JICA 事務所に事前に承認を得ること。
- 短期間の出張者については、毎日夕刻、代表者から JICA 事務所オペレーション・ルームに安全確認の連絡を SMS／電話で入れる。
- 日頃から行動パターン（通勤／移動時間、使用する道路や施設）を固定せず、ロープロファイルを旨とし、用心を怠らず、狙われにくくする。
- 十分充電した携帯電話を携行し、宿泊先においても常時連絡が取れる状態を必ず維持する。
- 車両乗降時は、可能な限り住居・JICA 事務所等の敷地内等周囲から見えにくい場所で乗降するとともに、周囲に気を配り、不審者・不審車両（バイク含む）が近づいていないことを確認する。車両乗車中は扉を施錠し、後方から追尾してくる不審車両がないか注意を払う。
- 空港においては出発/到着ロビー等、制限区域外の滞在時間を必要最小限とする。
- 単独行動を極力控える。
- イスラム教その他の宗教記念日及びその前後、イスラム集団礼拝日である金曜日の午後、ラマダン期間中の金曜日、政治的記念日、その他リスクが高いと考えられる期間は外出を控える。
- 服装に関しては、肌の露出等を控え、目立たないようにする。

ダッカ市内

<全般>

●行動エリアは、オールドダッカ及び旧刑務所周辺を除く地域とする。このうち、①軍・警察関連施設、宗教施設には近づかないこと、②空港、バザール、バスターミナル、外国人が集まるレストランやホテル（JICA 事務所が宿泊利用を認めていないホテル）、ショッピングモールへの訪問・利用は、滞在時間を可能な限り短縮すること。

<日中>

●日中（日没前）に限り、徒歩移動も可とする。

●リキシャ・CNG の利用はバリダラ地区のみ可とする。公共バス・鉄道の利用は不可とする。

<夜間>

●業務外の夜間（日没後）の行動は、バリダラ、ボナニ、グルシャン及び JICA 事務所が利用を認めたホテルのみ可とする。

●夜間（日没後）の外出時間は、必要最小限の範囲とする。

●夜間（日没後）の移動は車両とする（リキシャ・CNG・公共バス・鉄道は不可。自家用車（四輪）、借上車両（四輪）、タクシー（四輪）、配車サービス（四輪）は可）。但し、夜間の徒歩移動は、バリダラ、ボナニ、グルシャンの3地区に限り、15分程度のみ可とする。

ダッカ市内以外の全土（チッタゴン丘陵地帯を除く）

<全般>

●行動エリアは、滞在都市内の地域とする（但し、ロヒンギヤ避難民キャンプ地域への訪問は不可）。このうち、①軍・警察関連施設、宗教施設には近づかないこと、②空港、バザール、バスターミナル、外国人が集まるレストランやホテル（JICA 事務所が宿泊利用を認めていないホテル）、ショッピングモールへの訪問・利用は、滞在時間を可能な限り短縮すること。

<日中>

●日中（日没前）に限り、徒歩移動も可とする。

●リキシャ・CNG・公共バス・鉄道の利用は不可とする。

<夜間>

●夜間（日没後）の外出時間は、必要最小限の範囲とする。

●夜間の移動は車両とする。（リキシャ・CNG・公共バス・鉄道は不可。自家用車（四輪）、借上車両（四輪）、タクシー（四輪）、配車サービス（四輪）は可）

チョットグラム丘陵地帯（カグラチャリ県、ランガマティ県、バンドルボン県 当該地区への常設執務室の設置は不可とする。

●18時以降の業務については、必要な安全対策措置が講じられていると JICA 事務所長が判断する場合には、これを認める。

●移動は車両とする。（リキシャ・CNG・公共バス・鉄道・タクシー（四輪）・配車サービス（四輪）は不可。自家用車（四輪）、借上車両（四輪）は可）

●夜間の行動範囲は、JICA 事務所が宿泊利用を認めたホテル内とすること。

（7）機材の調達

業務遂行上必要な機材については、「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン（2017年6月）」に則り適切な調達及び管理等を行う。本邦

から携行する受注者の所有機材のうち、コンサルタントが本邦に持ち帰らない機材であって、かつ輸出許可の取得を要するものについては、受注者が必要な手続きを行うものとする。

(8) その他の留意事項

1) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス (2014 年 10 月)」の趣旨を念頭に業務を行う。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成にあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン (2022 年 4 月-2023 年 4 月追記版)」(以下同じ)を参照してください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(1) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積りが提出された場合、同提案・見積りは企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案については、プロポーザルには含めず、別提案・別見積りとしてプロポーザル提出時に提出ください。

別提案・別見積りは技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

①超過分が切り出し可能な場合：超過分のみ別提案・別見積りとして提案しません。

②超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例)

セミナー実施について、オンライン開催(上限額内)のA案と対面開催(上限超過)のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積りにはA案の経費を計上、B案については、別提案においてA案の代替案であることがわかるように説明の上、別提案として記載し、B案の経費を別見積りにて提出。

【上限額】

105,754,000円(税抜)

なお、定額計上分 22,000,000円(税抜)については上記上限額には含んでいません。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積りには含めないでください。プロポーザルの提案に

は指示された定額金額の範囲内の提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。

また、上記の金額は、下記（2）別見積としている項目を含みません。

なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

（2）別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。

- 1）旅費（その他：戦争特約保険料）
- 2）一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- 3）新型コロナウイルス感染対策に関連する経費
- 4）直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 5）**上限額を超える別提案に関する経費**
- 6）**定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費**

（3）定額計上について

定額計上した経費については、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者による見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜き）	金額に含まれる範囲	費用項目	
1	自然条件調査	第2章第5条（4）	10,000,000円	再委託費	再委託費	現地再委託
2	環境社会配慮調査	第2章第5条（7） 及び 第6条（14）（15）	10,000,000円	再委託費	再委託費	現地再委託
3	ベースライン調査	第2章第5条（20）	2,000,000円	再委託費	再委託費	現地再委託
計			22,000,000円			

（4）見積価格について、
各費目にて千円未満を切り捨てた合計額（税抜き）で計上してください。

（5）旅費（航空賃）について

参考まで、JICAの標準渡航経路（キャリア）を以下のとおり提示します。なお、提示している経路（キャリア）以外を排除するものではありません。

東京⇒クアラルンプール⇒ダッカ（マレーシア航空）

東京⇒シンガポール⇒ダッカ（シンガポール航空）

東京⇒バンコク⇒ダッカ（タイ国際航空）

（6）業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

（7）外貨交換レートについて

1） JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

（URL：https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html）

（8）その他留意事項

1） バングラデシュ国内における宿泊については、安全管理対策上の理由からJICAが宿泊先を指定することとしているため、宿泊料については、一律13,500円／泊として計上してください。また、滞在日数が30日又は60日を超える場合の遞減は適用しません。

別紙2：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	(6)	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(40)	
(1) 業務実施の基本方針的的確性	18	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	4	
(4) その他 (実施設計・施工監理体制)	—	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	(34)	
	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力: <u>業務主任者/食品安全検査制度</u>	(34)	(13)
ア) 類似業務の経験	13	5
イ) 対象国・地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	6	2
エ) 業務主任者等としての経験	7	3
オ) その他学位、資格等	5	2
② 副業務主任者の経験・能力: <u>副業務主任者/〇〇〇〇</u>	(—)	(13)
ア) 類似業務の経験	—	5
イ) 対象国・地域での業務経験	—	1
ウ) 語学力	—	2
エ) 業務主任者等としての経験	—	3
オ) その他学位、資格等	—	2
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	()	(8)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	—	—
イ) 業務管理体制	—	8
(2) 業務従事者の経験・能力: <u>建築計画 (検査施設等) / 機材計画 (分析機器等)</u>	(16)	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国・地域での業務経験	2	
ウ) 語学力	3	
エ) その他学位、資格等	3	